

宇治市先端設備等導入支援補助金募集要項

本要項の内容

No.	内 容	ページ番号
1	制度概要	1 ページ
2	申請の手順等	4 ページ
3	注意事項等	8 ページ
4	用語の定義等	10 ページ
5	見積書についての注意事項	12 ページ
6	先端設備等導入計画	13 ページ

公募開始：2026年（令和8年）4月1日（水）午前9時から

公募終了：2027年（令和9年）1月29日（金）午後5時まで

※予算の上限に達し次第、受付終了

補助対象期間：補助金交付決定後～2027年（令和9年）2月26日（金）

【問合せ先】宇治市 産業観光部 産業振興課

電話：0774-39-9621（平日 8:30～17:00）

Eメール：sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

1. 制度概要

(1) 趣 旨

市内中小事業者の経営力強化を促進するために、労働生産性の向上を目的とした先端設備等の導入を行う事業者に対し、「宇治市先端設備等導入支援補助金」（以下「本補助金」という）を交付します。

(2) 補助対象期間

交付決定を受けた日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで
※ 公募期間はP. 4 参照

(3) 補助対象者

次の要件を満たす者

- ① 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備を導入する者
- ② 市税に滞納がない者
- ③ みなし大企業でない者
- ④ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、宇治市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者
- ⑤ 上記④の暴力団員等が、経営に事実上参画していない者
- ⑥ 政治団体でない者
- ⑦ 宗教上の組織もしくは団体でない者

なお、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する事業者は、本補助金の補助対象者から除きます。

(4) 補助対象事業等

宇治市長から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく事業（本補助金申請時点で「先端設備等導入計画」の認定を受けていること）のうち以下の要件を満たし、2027年（令和9年）2月26日（金）までに発注・納入・検収・支払（リース契約及び割賦販売契約の場合は、発注・納入・検収）までのすべての手続きが完了するもの

- ① 先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備
- ② 設備の種類と最低価額

設備の種類	最低価額（1台1基 又は 一の取得価額）	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税するものは対象外
ソフトウェア	70万円以上	

※ 取得価額:資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産の購入のために要した費用を含む）

(5) 補助対象経費

次の①から②の全ての要件を満たすもの

- ① 設備等の取得価額 又は 交付決定日から2027年（令和9年）2月26日（金）までに支払ったリース料金又は割賦金

※ 消費税・地方消費税、振込手数料については補助対象外

※ リース契約については消費税・地方消費税、固定資産税相当額、振込手数料については補助対象外

- ② 証拠書類等によって金額等が確認できるもの

※ 国、府及び支援機関等が補助する他の制度の交付を受けている設備等については、補助対象外となります。

国等ではものづくり補助金や事業再構築補助金をはじめとする設備投資を支援する補助金メニューがありますので、設備投資は計画的に行ってください。

(6) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(7) 補助金限度額

- ・ 補助対象設備1件あたり50万円まで（千円未満切り捨て）。ただし、補助対象設備が機械及び装置の場合は1件あたり100万円まで（千円未満切り捨て）。
- ・ 1事業者あたり100万円まで。ただし、従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した先端設備等導入計画に基づき、本補助金の交付申請を行う事業者については200万円まで

※ 通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものは、1組又は1式を1件として取り扱い、補助上限額は50万円（補助対象設備が機械及び装置の場合は100万円）となります。

2. 申請の手順等

手順 1

申請要件を確認する。

「本要項」及び「宇治市先端設備等導入支援補助金交付要項」をお読みいただき、本補助金の対象となるかどうかをご確認ください（事前に本市から先端設備等導入計画の認定を受けている必要があります）。



手順 2

申請書類を作成・準備する。

申請に必要な書類は本要項の 5 ページ「(2) 交付申請」に記載しています。個人事業主と法人で必要書類が異なりますので注意してください。



手順 3

申請書類を提出する。

申請書類の提出方法は下記に記載しています。本補助金は公募期間内であっても、予算の上限に達し次第、受付を終了します。また、事業開始前の申請が必要です（設備等導入後に申請はできません）。

※ 先端設備等導入計画については、本要項 1 3 ページに概要を記載しています。

(1) 公募期間

公募開始：2026年（令和8年）4月1日（水）午前9時から

公募終了：2027年（令和9年）1月29日（金）午後5時まで

※ 予算の上限に達し次第、受付終了

※ 郵送による場合は、2027年（令和9年）1月29日（金）までの消印有効

※ 郵便事故防止のため簡易書留等の配達記録が残る方法での郵送を推奨

※ 窓口での受付は、申請受付期間中の平日の午前9時から午後5時まで

郵送提出先 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 宇治市 産業振興課
先端設備等導入支援補助金担当者 宛

持参提出先 宇治市産業会館3階（宇治市宇治琵琶45-13）
宇治市 産業振興課 事務室

(2) 交付申請

宇治市長から先端設備等導入計画の認定を受けた後、下記の書類を提出してください。下記の書類のみで交付要件が確認できない場合、追加で別途書類の提出をお願いする場合があります。

No.	書 類	個人	法人
1	宇治市先端設備等導入支援補助金交付申請書【様式第1号】	○	○
2	宇治市先端設備等導入支援補助金事業実施計画書【様式第2号】	○	○
3	宇治市先端設備等導入支援補助金収支予算書【様式第3号】	○	○
4	先端設備等導入計画の認定書及び認定を受けた計画書の写し	○	○
5	見積書の写し（2者以上） ※ 概算ではなく、できるだけ確定された金額のもの ※ 金額に値引きがある場合は、値引き後の金額が記載されているもの ※ 見積書に関する注意事項は本要項12ページを確認すること ※ 2者以上の事業者から見積書等を徴収できない場合や、最も安価ではない事業者を選定する場合は、所定の「業者選定理由書」を添付すること	○	○
6	履歴事項全部証明書の写し ※ 直近3か月以内に発行したもの		○
7	開業届の写し ※ 青色申告を行っている場合は青色申告決算書の写しでも可	○	
8	市内に設備を導入する事業所等を運営していることを証する書類の写し ※ 設備を設置する事業所等の所在地が記載されている公的な許可書、償却資産申告書、賃貸借契約書等 ※ 上記6または上記7に設備を設置する事業所等の所在地が記載されている場合は不要	○	○

(3) 事業終了報告

本事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は事業完了期限日（2027年〈令和9年〉2月26日（金））のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出してください。

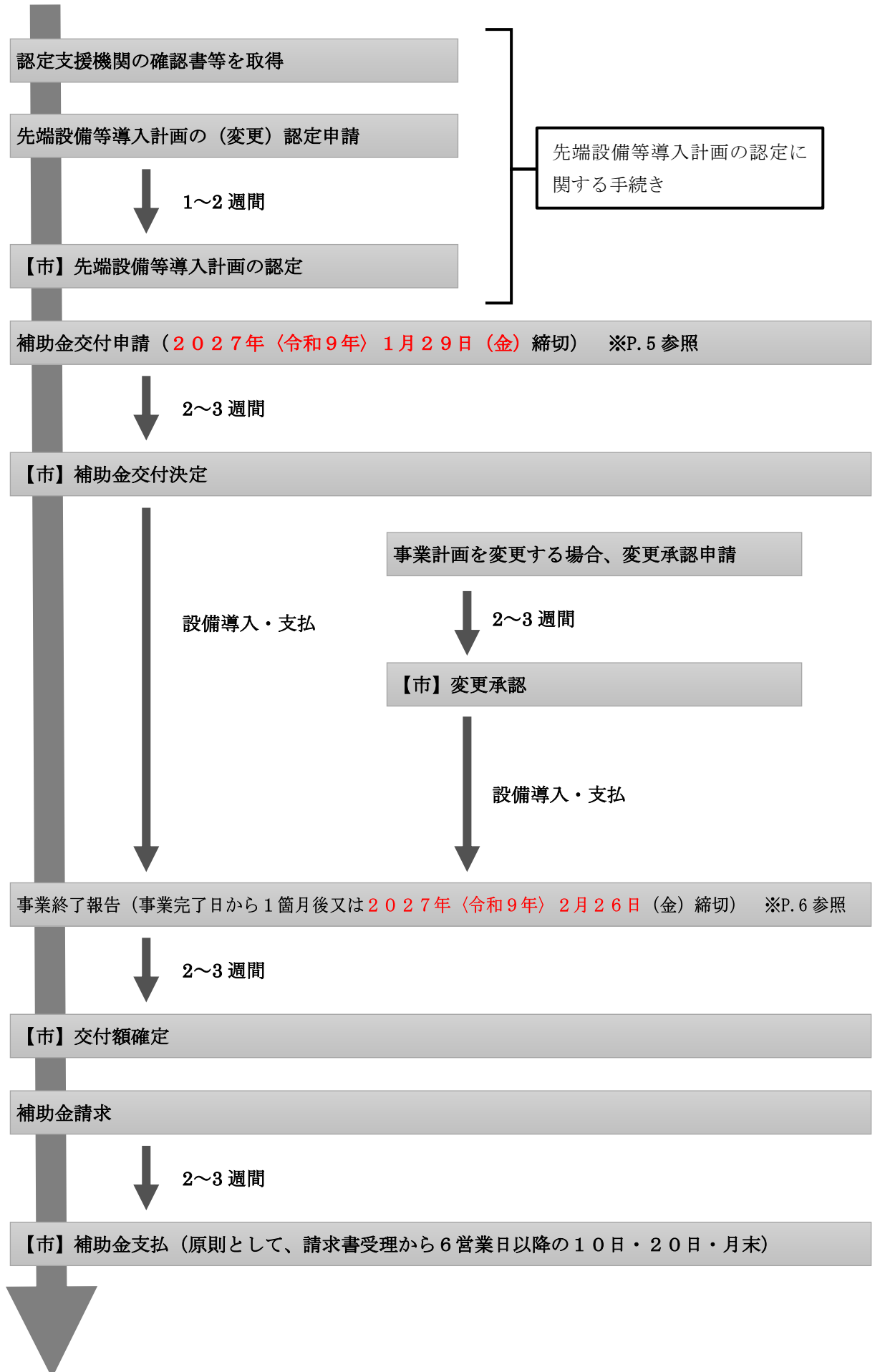
※ 2027年（令和9年）2月26日（金）までに導入設備に係る納入、支払（リース契約及び割賦販売契約については初回の支払）、事業終了報告が完了できない事業は対象外です。外的要因による補助対象設備の納入遅延等があった際についても救済措置等はありません。

No.	書 類	個人	法人
1	宇治市先端設備等導入支援補助金事業終了報告書【様式第7号】	○	○
2	宇治市先端設備等導入支援補助金事業成績報告書【様式第8号】	○	○
3	宇治市先端設備等導入支援補助金収支決算書【様式第9号】	○	○
4	市税に滞納がないことを証する書類 ※ 市税務課で交付 ※ 宇治市から本書類が発行できない事業者は相談してください	○	○
5	納品書 又は リース契約書 若しくは 割賦販売契約書の写し	○	○
6	請求書の写し	○	○
7	領収書の写し ※ リース契約又は割賦販売契約の場合は実績報告までに支払いが完了している毎月分の領収書 ※ 領収書がない場合は、支払ったことがわかる書類（通帳の写し等）	○	○
8	導入した設備の写真 ・ 設備の設置状況がわかるもの1設備につき1枚以上 ・ 銘板等、設備の型式がわかるもの1設備につき1枚以上 ※ いずれも撮影が難しい場合は相談してください	○	○

(4) 補助金の支払

事業終了報告後に事業内容の検査を行い、補助金交付額の確定後、請求に基づき精算払いを行います。

(5) 事業のスケジュールの目安



3. 注意事項等

(1) 申請書様式等の入手方法について

宇治市産業振興課のホームページ「宇治NEXT（産業振興サイト）」に掲載しています。

(URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/54306.html>



(2) 申請書等の提出書類の返却について

申請書類の返却はいたしかねます。

(3) 事業計画の変更

事業交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合は、設備導入前に本市の承認を得なければなりません。

承認を受けなかった場合、補助金が交付されない場合がありますので、必ず設備導入前に相談してください。

承認が必要な例：導入設備の変更、事業対象経費の増額、事業対象経費の20パーセント以上の減額、設備導入場所や導入時期の変更

(4) 本補助金の支払について

事業終了報告書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合、請求に基づき本補助金を支払います。概算払いは致しません。

(5) 調査及び実地検査等

本事業の完了した日の属する会計年度（市の会計年度である4～3月）の終了後3年間、本市が行う、本事業に係る調査に協力しなければなりません。

本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、補助金の支払いを停止することがあります。

また、事業完了後5年間は会計検査等の対象となり、実地検査等が実施される場合があります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) 補助金の返還

本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、補助金の返還を求めます。また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内（当該期間が10年を超えるときは10年。リースの場合はリース期間）において、市の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはいけません。

(7) 補助事業の経理

補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。また、本事業にて設置した設備は市に償却資産として申告する必要があります。

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から起算して5年間（処分制限期間を経過しないものについては、処分制限期間を経過するまで）、管理・保存しなければなりません。

4. 用語の定義等

本要項で用いる用語の定義等は、次のとおりです。

用語	定義等																														
中小企業者	[1] 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業種分類</th> <th>資本金の額又は 出資の総額</th> <th>又は 常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製造業その他 *</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政令 指定 業種</td> <td>ゴム製品製造業 **</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は 情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数	製造業その他 *		3億円以下	300人以下	卸売業		1億円以下	100人以下	小売業		5千万円以下	50人以下	サービス業		5千万円以下	100人以下	政令 指定 業種	ゴム製品製造業 **	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
	業種分類		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数																											
	製造業その他 *		3億円以下	300人以下																											
	卸売業		1億円以下	100人以下																											
	小売業		5千万円以下	50人以下																											
	サービス業		5千万円以下	100人以下																											
	政令 指定 業種	ゴム製品製造業 **	3億円以下	900人以下																											
		ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																											
		旅館業	5千万円以下	200人以下																											
* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当																															
** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く																															
[2] 法人形態等について																															
① 個人事業主（開業届を提出して事業を行っている個人〈青色申告、白色申告を問わない〉。）																															
② 会社（会社法上の会社〈有限会社を含む〉及び士業法人）																															
③ 企業組合、協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商工組合」を含む。）、商工組合連合会（工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会																															
④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合																															
※ 法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要																															
※ ①、②については上記表に該当する必要があります。④については構成員の一定割合が中小企業であることが必要																															

<p>みなし大企業</p>	<p>以下のいずれかに該当する中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国発行人を含む）の所有に属している法人 ○ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人を含む）の所有に属している法人 ○ 大企業（外国法人を含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
<p>先端設備等</p>	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p><対象設備></p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
<p>先端設備等導入計画</p>	<p>中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。</p> <p>この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。</p> <p>概要は本要項13ページで、詳細は下記HPで確認してください。</p> <p>【中小企業庁 HP】 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html</p> <p>【宇治市 HP】 https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/6498.html</p>
<p>認定経営革新等支援機関</p>	<p>中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業庁が認定を行った支援機関のことであり、商工会議所や商工会、金融機関や税理士や会計士等の専門家が該当します。</p> <p>実際に登録されている機関を調べたい場合は中小企業庁のホームページをご覧ください。</p> <p>【中小企業庁 HP】 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.html</p>
<p>事業所等</p>	<p>中小企業者が、継続的に事業活動を行うため、人（代表者や従業員等）がいて、物的設備がある拠点のことです。</p>

5. 見積書についての注意事項

見積書

宇治市役所株式会社 御中

発行日 2026年4月10日

納品期日

株式会社 宇治 NEXT

納品場所 宇治市宇治琵琶3番地

〒611-0033

支払条件

京都府宇治市大久保町西ノ端1番地25

有効期限

Tel : 0774-39-9444

Fax : 0774-39-9445

合計金額 ￥990,000 - (税込)

商品名称・規格	数量	単価	金額
画像寸法測定器 型式：UJI-001	1	610,000	610,000
検査工具 型式：SANGYO-AA	1	300,000	300,000
配送料・設置料	1	50,000	50,000
【小計】			960,000
【出精値引】			60,000
以下余白			

配送料・設置料等の取得価額に含める費用がまとめて記載されている場合は、単価に応じて按分します。

値引額がまとめて記載されている場合は、単価に応じて按分します。

先端設備等導入計画と見積書の型式が一致していない場合は補助対象設備として認めない場合があります。

小計	900,000
税率	10%
消費税	90,000
合計	990,000

6. 先端設備等導入計画

(1) 先端設備等導入計画とは

「先端設備等導入計画」は中小企業者が計画期間内に先端設備等を導入することにより、労働生産性を向上させることを目的とした計画です。

主な要件	内 容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者（本要項10ページに記載） ○ 市内に本社又は事業所等を有する者
計画期間	3年間、4年間、5年間の計画であること
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。</p> <p><労働生産性の算定式></p> $\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量（労働者数 又は 労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間）}}$ <p>※労働生産性が年平均3%以上向上について 3年計画＝9%以上、4年計画＝12%以上、5年計画＝15%以上</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備</p> <p>【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の「基本指針」、市の「導入促進基本計画」に適合すること ○ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの ○ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関、士業等の専門家等）において、事前確認を行った計画であること

(2) 「先端設備等導入計画」認定によるメリット

- ① 固定資産税の課税標準が1/2に軽減されます。
「先端設備等導入計画」に基づき、設備を新規取得した場合、固定資産税に係る課税標準が軽減されます。
※ 別途要件あり。また、1/4に軽減される要件もあり
- ② 資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。
※ 信用保証協会への事前相談が必要